

議第 83 号

高山市営住宅条例の一部を改正する条例について

高山市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 12 月 2 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正の趣旨に基づき、改正しようとする。

高山市営住宅条例の一部を改正する条例

高山市営住宅条例（平成9年高山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u>（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないも</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u>（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する配偶者暴力防止等法第2条に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（<u>配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。</u>）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（<u>配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。</u>）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（<u>配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。</u>）の規定により裁判所がした命令の申立て</p>

の	を行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
3・4 (略)	3・4 (略)

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。